

藤沢市芸術文化振興事業補助金交付要綱

制定 平成23年4月1日

改正 平成28年4月1日

令和2年4月1日

令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 市長は、芸術文化の振興を図るため、公益財団法人藤沢市みらい創造財団芸術文化事業部が行う事業に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助の対象事業等)

第2条 補助対象となる事業等の範囲は次のとおりとする。

- (1) 芸術文化事業、市民文化事業の企画及び実施
- (2) 芸術文化活動への助成事業
- (3) 芸術文化情報の収集提供に関する事業
- (4) 前号までに掲げるもののほか、事業実施に必要な管理経費等

(補助金交付の申請手続)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画説明書
- (2) 収支予算書(第2号様式)

(補助金交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、交付の可否について審査を行い、交付すると決定した場合は、補助金交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、次の各号に掲げる条件を付けて、当該補助金の交付を決定するものとする。

- (1) 補助金を補助目的以外に使用しないこと。
- (2) 入場料収入が当初に予定した金額を下回った場合又は事業費が当初予定より増加した場合は、財団の責任において処理すること。

3 市長は、第1項の審査の結果、補助金の交付をしないことと決定したときは、申請者に対しその理由を付したうえで速やかに通知しなければならない。

(届出義務)

第5条 補助金の交付を受けて事業を行う者は、事業に着手するときにあつては、事業着手届(第4号様式)を、完了したときにあつては、事業完了届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(事業の計画変更)

第6条 第4条第1項の規定により、補助金交付の決定を受けた者が、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに事業計画変更承認申請書(第6号様式)に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その可否について審査を行い、その変更を適当と認める場合は、申請者に対し事業計画変更承認通知書(第7号様式)により通知するものとする。

3 前項の審査の結果、その変更が適当と認められない場合は、申請者に対しその理由を付したうえで速やかに通知しなければならない。

(補助金の交付時期)

第7条 補助金の交付時期は、規則第7条第1項ただし書きの規定により、事業完了前に交付するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に補助金を交付する。

(事業実績報告書の提出)

第8条 補助金の交付を受けた者は、当該事業を完了したときは、事業実績報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 当該事業の成果を記載した書類

(2) 収支決算書(第9号様式)

(備付帳簿)

第9条 補助金の交付を受けた者は、事業の実施に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

1 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成31年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和5年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。